

生駒市地域で育む里山づくり事業

本事業の補助金は、森林環境譲与税を財源とし、集落などの居住周辺に広がる森林、竹林及び都市近郊林の整備を実施し、森林環境教育活動や多様な生物の保護活動などの利活用を行うことにより、そのような森林・竹林の景観の保全や機能回復を図ることを目指します。

確認事項

対象整備団体

- 営利を目的としない団体
- 生駒市民が代表している
- NPO、森林ボランティア等の5人以上の団体
- 本拠地が生駒市内にあること
- 指導者が「救命救急・応急手当研修」を終了している

定款・寄付行為又は規約を有する団体が対象となります。



対象整備活動面積

二次林

- 2～3年間で合計0.6ha以上 単年度0.1ha以上

竹林

- 2～3年間で合計0.12ha以上 単年度0.06ha以上

対象外整備地

- 住宅地など開発のおそれのある里山林
- 住宅開発会社、不動産会社が所有する土地
- 生駒市外の土地・国有地及び県有地
- 寺社等の境内地

本補助金を受ける中で参加費や助成金を受ける場合は必ずご相談ください



整備回数

- 単年度3回以上の整備を実施する

資格等

チェーンソーの使用者

- 「伐木等の業務に係る特別教育講習」を修了しているものが扱う

刈払機の使用

- 「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育講習」を修了しているものが扱う

整備活動：ボランティア保険
利活用：イベント保険
の加入が義務となります。



注) 本補助金を受ける場合は、前年度の9月までに本市にご相談ください。

全体計画

本補助金の計画期間は、2ヶ年以上3ヶ年以内とします。
そのため、申請の初年度にあたる年は以下の書類の提出が必要となります。

全体計画申請の流れ

- ① (団)補助金を受けたい年度の前年度の9月までに「みどり公園課」に相談
- ② (団) 「里山林整備団体参加申請書」を本市に提出
- ③ (団) 「里山林整備地登録申請書」を里山林所有者より承認を受け、本市に提出
- ④ (団・市) 整備地の事前調査を実施。
- ⑤ (市)本市より「里山林整備団体参加登録及び里山林整備地登録通知書」を送付
- ⑥ (団)里山林所有者と「里山林整備協定書」を締結
- ⑦ (団) 「里山づくり事業計画承認申請書」を本市に提出
- 注) 以上の内容は当該年度の5月までに実施すること
- ⑧ (市)本市より「里山づくり事業計画承認通知書」を送付

各種申請書の提出必要書類

- ② 里山林整備団体参加申請書
 - 団体構成員名簿
 - 救命救急・応急処置の研修の証明書の写し
 - 「伐木等の業務に係る特別教育講習」の受講証明書の写し
 - 「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育講習」の受講証明書の写し
- ③ 里山林整備地登録申請書
 - 整備地を明確に示した位置図
- ⑦ 生駒市地域で育む里山づくり事業計画承認申請書
 - 全体計画
 - 整備団体の連絡先
 - 年度ごとに整備地を明記した位置図
 - 整備活動箇所の写真（全景及び近景）
 - 整備団体の定款、寄付行為又は規約等の写し
 - 里山林整備協定書の写し

注) 変更が生じる場合は、事前に必ず本市にご相談ください。

単年度計画

単年度計画及び補助金申請の流れ

- ⑧ (団)補助金を受けたい年度の前年度の9月までに「みどり公園課」に相談
- ⑨ (団) 「里山づくり事業補助金交付申請書」を本市に提出
- ⑩ (市)本市より「里山づくり事業補助金交付決定書」を送付
- ⑪ (団) 「里山づくり事業補助金請求書(前払い)」で前払いの必要があれば本市に請求
- ⑫ (市)本市より団体へ③で請求を受けた額を支払う
- ⑬ (団)本年度申請している整備地を測量する
- ⑭ (団) 「里山づくり事業実績報告書」を本市に提出(3月15日まで)
- ⑮ (団・市)実績報告書の提出から2週間以内に、本市と団体で申請整備箇所を検査を実施(3月29日まで)
- ⑯ (市)本市より「里山づくり事業補助金交付確定通知書」を送付
- ⑰ (団) 「里山づくり事業補助金請求書」により交付残額を本市に請求

各種申請書の提出必要書類

- ⑨ ○年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付申請書
 - 事業計画書
 - 収支予算書
 - 整備箇所を明確に示した位置図
 - 現況写真(全景・近景)
 - 整備団体個別活動計画表
- ⑪ ○年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書(前払い)
- ⑭ ○年度生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書
 - 事業成績書
 - 収支精算書
 - 整備箇所を明確に示した完了位置図
 - 測量図面
 - 整備前、整備中(3回分)整備後の写真
 - 整備団体個別活動計画表
 - 利活用個別実績
 - 各回の利活用状況の写真
 - 収支証拠書類等の写し
 - 利活用参加者名簿等
 - ボランティア保険及びイベント保険の写し
- ⑰ ○年度生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書

注) 変更が生じる場合は、事前に必ず本市にご相談ください。

補助対象事業

区 分		内 容	
整備活動に係ること	整備地面積の確定		周囲測量
	二次林整備	除伐	不用木や枯損木の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、下草の刈払い、つる切り、歩道作り
			危険木伐採
		刈払い	下草の刈払い、片付、歩道作り
	竹林整備	除伐	不用竹や枯損竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
			危険木伐採
		皆伐	竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
			危険木伐採
		侵入竹林の皆伐	侵入竹林での竹の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付、幼竹の刈払い、つる切り、歩道作り
			危険木伐採
		幼竹の刈払い	幼竹の刈払い、片付け、歩道作り
	作業の安全確保		安全確保、救命救急・応急手当、機械器具の取扱いに関する研修の受講
	機材の配備に係ること	初回配備	救急医療用品
機材ストッカー			整備機材等を保管しておくためのストッカーの購入
整備機材			里山整備活動の実施に際し、有用と認められる整備機材一式の購入
補充配備		初回配備のうち、短期の使用で著しい消耗又は損傷が想定されるものについて、その補充に係る購入	
利活用に係ること		(1)	講習会、観察会、学習会などの森林環境教育の実施
		(2)	山野草など希少な植物の保護、増殖などの自然保護活動の実施
		(3)	自然林の復元などの森林保全活動の実施

補助対象経費

区 分			内 容
整備活動に係ること	整備地面積の確定		作業者手当、雑費、保険料、事務費、委託料
	二次林整備	除伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費
		刈払い	
		危険木伐採	雑費、事務費、委託料
	竹林整備	除伐	作業者手当、雑費、保険料、事務費
		皆伐	
		侵入竹林の皆伐	
		幼竹の刈払い	
	危険木伐採		雑費、事務費、委託料
	作業の安全確保		受講料・研修代
機材の配備に係ること	初回配備	救急医療用品	救急医療用品一式の購入に要する経費
		機材ストッカー	機材ストッカーの購入に要する経費
		整備機材	チェーンソー、刈払機、鎌、鋸、ヘルメット等の森林を整備するにあたり必要な物品の購入に要する経費
	補充配備	チェーンソーの替え刃、刈払機の替え刃、鎌、鋸、救急医療用品補充等の購入に要する経費	
利活用に係ること	作業者手当、保険料、講師謝金、事務費、利活用の実施にあたり必要となる物品等		

注) 補助対象経費 対象外

- (1) 食糧費
- (2) 活動に直接関係ない経費
- (3) 事業以外の用務に使用できる汎用性の高い機械等の購入に要する費用

補助額

区 分		単位	単価	
整備活動に係ること	整備地面積の確定	0.5ha以下	1箇所当たり	20,100 円以内
		0.5ha超1.0ha以下	1箇所当たり	33,900 円以内
		1.0ha超1.5ha以下	1箇所当たり	43,300 円以内
		1.5ha超2.0ha以下	1箇所当たり	51,000 円以内
		2.0ha超2.5ha以下	1箇所当たり	57,700 円以内
		2.5ha超3.0ha以下	1箇所当たり	63,600 円以内
		3.0ha超3.5ha以下	1箇所当たり	69,100 円以内
		3.5ha超4.0ha以下	1箇所当たり	74,200 円以内
		4.0ha超4.5ha以下	1箇所当たり	78,900 円以内
		4.5ha超5.0ha以下	1箇所当たり	83,400 円以内
		5.0ha超	1箇所当たり	87,600 円以内
	二次林整備	除伐	1ha当たり	308,600 円以内
		刈払い	1ha当たり	98,000 円以内
		危険木伐採	1団体当たり	75,600 円以内
	竹林整備	除伐	1ha当たり	321,400 円以内
		皆伐	1ha当たり	327,200 円以内
		侵入竹林の皆伐	1ha当たり	269,700 円以内
		幼竹の刈払い	1ha当たり	173,400 円以内
		危険木伐採	1団体当たり	75,600 円以内
	作業の安全確保	受講費用	1講座種別につき1団体1人限り	受講料・研修代相当額
機材の配備に係ること	初回配備	安全衛生用品	1団体当たり	10,000 円以内
		機材ストッカー	1団体当たり	50,000 円以内
		整備機材	1団体当たり	196,000 円以内
	補充配備		1団体当たり	28,000 円以内
利活用に係ること	参加者総数50人以上100人未満		1団体当たり	100,000 円以内
	参加者総数100人以上		1団体当たり	200,000 円以内

注) 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。